

令和5年 第3回

とちぎ広域消防事務組合議会（定例会）

会 議 録

令和5年11月27日 開会

令和5年11月27日 閉会

とちぎ広域消防事務組合議会

議事日程

- | | | |
|----|--------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | | 会期の決定について |
| 第3 | 議案第13号 | 専決処分の報告並びに承認について（令和5年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第2号）） |
| | 議案第14号 | 専決処分の報告並びに承認について（令和5年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第3号）） |
| 第4 | 議案第15号 | 専決処分の報告並びに承認について（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について） |
| 第5 | 議案第16号 | 令和5年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第4号） |
| 第6 | 議案第17号 | とかち広域消防事務組合火災予防条例の一部改正について |
| 第7 | 議案第18号 | 令和4年度とかち広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について |

会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員（34名）

1番 不破 尚美. 2番 上野 美幸. 3番 高瀬 博文. 4番 河口 和吉.
5番 小椋 茂明. 6番 上嶋 和志. 7番 長野 章. 10番 鈴木 健充.
11番 梶澤 幸治. 12番 中井 康雄. 13番 織田 忠司. 14番 齊藤 徹.
15番 山谷 照夫. 17番 荒 貴賀. 18番 岡本眞利子. 19番 寺林 俊幸.
20番 春井 良夫. 21番 丹羽 泰彦. 22番 中村 純也. 23番 柏崎 秀行.
24番 篠原 義彦. 25番 二川 靖. 26番 高橋 秀樹. 27番 久保 広幸.
28番 森 秀幸. 29番 岡坂 忠志. 30番 大林 愛慶. 32番 椎名 成.
33番 佐々木勇一. 34番 今 識史. 35番 鬼塚 英喜. 36番 大和田三朗.
37番 杉野 智美. 38番 横山 明美.

欠席議員（4名）

8番 深沼 達生. 9番 山下 清美. 16番 堀田 成郎. 31番 稗貫 秀次.

組 合 長 米沢 則寿.
副組合長 小野 信次. 高木 康弘. 竹中 貢. 喜井 知己. 浜田 正利.
手島 旭. 森田 匡彦. 西山 猛. 黒川 豊. 村瀬 優.
飯田 晴義. 安井 美裕. 按田 武. 佐々木基裕. 渡辺 俊一.
本田 学. 井上 亨. 池原 佳一.
消防局長・事務局長 大石 健二. 消防局次長・事務局次長 広川 浩嗣.
消防局次長 長谷川耕三. 消防局総務課長・事務局主幹 畠山 誠人.
消防局消防救助課長 高橋 寛充. 消防局救急企画課長 近藤 慎哉.
消防局情報指令課長 杉山 知宏. 消防局予防規制課長 水木 慶一.
消防局総務課長補佐・事務局副主幹 山村 信也.
会計管理者 菊池 淳.
代表監査委員 川端 洋之.
監査委員事務局長 小野 真悟. 監査委員事務局主幹 高野 貴史.

出席事務局職員

事務局長 小池 晃一. 書記 木下 忠実. 書記 田中 彰.
書記 逢坂 尚宏. 書記 鈴木 秀平. 書記 石山 亮太.
書記 蓑島 優貴. 書記 橋場 大地.

午後 1 時46分開会

- 横山 明美 議長 ただいまから、令和 5 年第 3 回とちち広域消防事務組合
議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
ここで、事務局長に本日の議事日程などについて報告さ
せます。

- 小池 晃一 議会事務局長
報告いたします。
本日の出席議員は34人であります。
欠席の届出は、8 番深沼達生議員、9 番山下清美議員、
16 番堀田成郎議員、31 番稗貫秀次議員からございました。
次に、今期定例会につきましては、組合長から去る11月
20日付をもって招集告示した旨の通知がありましたので、
ただちに各議員あて通知いたしております。
また、同日付けをもって組合長及び監査委員に対して、説
明員の出席要求をいたしております。
次に、議案等の配付について申し上げます。今期定例会に
付議予定事件として受理しております、令和 4 年度とちち広
域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか 5 件
並びにとちち広域消防事務組合監査委員の審査意見書につ
きましては、11月20日付けをもって各議員あて送付いた
しております。
最後に、本日の議事日程であります、お手元に配付の
議事日程表第 1 号により、ご了承いただきたいと思います。
報告は以上であります。

- 横山 明美 議長 日程第 1
会記録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、22 番中村純也議員及び23 番柏崎秀行
議員を指名いたします。

- 横山 明美 議長 日程第 2
会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思
います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 横山 明美 議長 ご異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。
-

- 横山 明美 議長 日程第3
議案第13号、専決処分の報告並びに承認についてほか1件を一括して議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第13号及び議案第14号の専決処分の報告並びに承認について、一括してご説明いたします。
はじめに、議案第13号につきましては、芽室消防署に配置している水槽付消防ポンプ自動車の動力切替装置が故障したため、その修繕にかかる経費を追加し、その財源として、繰越金を追加したものであります。
次に、議案第14号につきましては、浦幌消防署に配置している水槽付消防ポンプ自動車の真空ポンプが故障したため、その修繕にかかる経費を追加し、その財源として、繰越金を追加したものであります。
以上、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。
-

- 横山 明美 議長 これから、一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 横山 明美 議長 別になければ質疑を終わります。
これから、一括して討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 横山 明美 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、議案第13号及び議案第14号の2件について一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号ほか1件については、いずれも、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 横山 明美 議長 ご異議なしと認めますので、議案第13号ほか1件は、いずれも承認されました。
-

- 横山 明美 議長 日程第4
議案第15号、専決処分の報告並びに承認についてを議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第15号、専決処分の報告並びに承認について、ご説明いたします。
本案は、当組合が構成団体となっております北海道市町村職員退職手当組合において、構成団体が新たに加入することに伴い、規約を変更するため、専決処分を行ったものであります。
よろしくご承認賜りますようお願いいたします。
-

- 横山 明美 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 横山 明美 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 横山 明美 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、採決を行います。
お諮りいたします。
議案第15号については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 横山 明美 議長 ご異議なしと認めますので、議案第15号は、承認されました。
-

- 横山 明美 議長 日程第5
議案第16号、令和5年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算第4号を議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第16号、令和5年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算第4号について、ご説明いたします。
本案は、消防署の庁用器具の購入のほか、庁舎設備及び車両の修繕に要する経費並びに電気料金の価格上昇などにより不足が見込まれる経費を追加し、その財源として、繰越金を追加するものであります。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
-

- 横山 明美 議長 これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 横山 明美 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 横山 明美 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、採決を行います。
お諮りいたします。
議案第16号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 横山 明美 議長

日程第7

議案第18号、令和4年度とちぎ広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただちに、提案理由の説明を求めます。

米沢則寿組合長、登壇願います。

○ 米沢 則寿 組合長

議案第18号、令和4年度とちぎ広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

令和4年度の決算につきましては、お手元の決算書のほか、監査委員の審査意見書に示されているとおりですが、以下、その概要について、ご説明いたします。

決算内容につきましては、最終予算額71億7,706万3,856円を計上し、歳入決算額72億1,724万8,576円に対し、歳出決算額は、67億8,242万7,805円となり、歳入歳出差引額は、4億3,482万771円となったところであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○ 横山 明美 議長

これから質疑を行います。

37番杉野智美議員。

○ 37番 杉野 智美 議員

議案第18号、令和4年度とちぎ広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行いたいと思います。

1点目にデジタル更新費について伺います。高機能指令センター整備による通信指令業務の一元化、これについては、広域化前に19市町村の消防本部、又は消防署ごとに行ってきた通信指令業務を一元化する、高機能指令センターを整備することによって災害場所の特定や出動部隊編成がスムーズになると、通報受理から出動指令までの時間や現場到着時間の短縮が図られる、こういうメリットが大きいと導入されたものと認識してございます。一方で、デジタル化には、デメリットの克服対策も必要な課題です。更新の考え方や通信障害などのリスクへの対応について、今回お聞きをしたいと思います。1点目に、更新の目安とかかる経費がいくらなのか伺います。

2点目に、先日通信障害が全国的に発生しております。固定電話からの通信ができない状況が立て続けに発生して、

市民の生活にも不安が走りました。また、オンライン障害など様々起こっているわけですが、消防の業務にこうした影響はあったのでしょうか、お聞きをします。消防への住民の通報は、一刻の猶予もない事態が発生している場合、こういう時に住民は119番に通報するわけですが、これが通じないという場合、こうした場合の対策についてお聞きいたします。

3点目には、デジタル化による問題点は、どのように克服されてきているのかについて伺います。十勝圏の広域消防は人口35万人、面積1万平方キロメートルと、管轄面積は国内最大、指令業務の共同運用は消防力の強化並びに消防行政の合理化、効率化を図るとの国の方針に基づいて十勝圏として推進をしてきたところです。一方で、全国では、大型台風の際に基地局の倒壊や停電などによって、一部の地域で指令業務が機能不全に陥った事例などが発生、こういうことも起こっています。地域住民の命と健康を守るために、機能しないということが起こってはならないと考えるのですが、すでに広域化後に十勝でも大規模火災で通報が殺到して電話が繋がらない問題で、この議会でもですね、回線数が十分であるのかと議論が行われてきたと思います。また、山中で位置が確定できない事例が発生したことがございましたが、現在、十勝圏の全ての地域で通信が可能になっているのでしょうか、回線数などに改善はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

4点目ですが、消防力の整備についてお聞きをいたします。平成26年の3月に十勝圏広域消防運営計画が策定をされまして、その計画に基づいて消防力の整備が進められてまいりました。

まず、運営計画の進捗状況と消防力整備の到達と課題についてお聞きをしたいと思います。消防の任務や責務、組織のあり方などが規定されているのが消防組織法という法律ですが、第6条は市町村の消防に関する責任として、市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する、このように記されているわけがございます。市町村の責務と記されているわけですが、この場合の市町村とは19市町村を指すのでしょうか、それとも広域消防を指すのでしょうか、お聞きをして1回目の質問といたします。

○ 横山 明美 議長 高橋寛充消防局消防救助課長。

○ 高橋 寛充 消防局消防救助課長

消防力の整備についてお答えいたします。

はじめに、消防力にかかる運営計画の進捗状況につきましては、5年を目途に整理することとしていた消防力の基準や消防施設・設備整備計画の策定など、おおむね順調に進んでいるとの認識であります。

次に、消防力整備の到達と課題につきまして、消防力の充足率が100%に満たない人員の不足分にあつては、消防団との連携による補完体制や署所間連携によりカバーする体制が確立されておりますし、指揮車の不足分にあつては、広報車や非常備車両など実際に運用している車両があり、実質的に現場指揮を執っているため、災害対応上の問題はなく、今後、車両更新等に合わせて整理することとしております。広域化から8年目を迎えておりますが、この間、構成市町村が消防力の整備に関し、事業の緊急度、優先度などを総合的に判断され、それぞれ責任を持った中で消防力の整備を進めてきており、車両整備など、わずかずつであります。前進している認識であります。ただ、厳しい財政状況のもと消防力の整備には多額の費用を要しますので、それらへの計画的な対応が大きな課題と捉えておりますが、消防局といたしましては、今後も各消防署の更新計画等を把握した中で、必要な調整を行いながら事業の円滑な進捗を図っていく考えであります。

次に、消防組織法第6条の関係につきまして、常備消防につきましては法律上組合側が責任を有するとの認識であります。構成市町村からの分担金で運営している一部事務組合は消防力の整備にあたって、構成市町村の承認を得たうえで進めていく必要があります。今後にあつても連携協力しながら消防力の整備を推進していく考えであります。以上です。

○ 横山 明美 議長 杉山知宏消防局情報指令課長。

○ 杉山 知宏 消防局情報指令課長

デジタル更新費のことにつきまして回答いたします。

はじめに、更新の目安につきましては、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線機器更新の基本的更新の考え方といたしまして、万全な保守管理体制の維持及び機器更新費用の低減を考慮し、メーカー保守が期限切れとなる機器本体及び部品製造が終了となる機器の更新として、令和3年度に専門業者に分析評価業務を委託し、それぞれの機器の耐用年数の違いから、運用開始7年目となる令和4年度と運用開始10年目となる令和7年度の2回に分けて部分更新を行う計画としてございます。更新費用としましては、令和4年度の更新費は5億1,654万7,399円となっており、有利な財源を活用してございます。

更新内容といたしまして、指令システムのコンピューター関係、ネットワーク機器及び無線制御のコンピューター等の更新を行っております。

令和7年度に計画しております更新費につきましては、現在、更新機器等の調整等を行っておりますので内容の調整がございましたらお示ししていきたいと考えてございます。

次に、通信障害やオンライン障害が発生した場合の影響につきましては、先日の固定電話における通信障害において、指令センター側での影響はありませんでしたが、通信障害が発生した会社と回線契約を結ばれている契約者からの119番通報がかかりづらい、かからないという状況となることから、当組合としましては、ホームページにおいて119番がかからない場合として、近隣の方に通報を依頼する、最寄りの消防署に駆け込むなどの対応方法を掲載し周知しております。

次に、現在の通信可能地域についてのご質問であります。携帯電話による通話エリアは拡大をしていると認識しておりますが、十勝の全ての地域からの通信については不感地帯も存在しておりますので、119番通報する場合は、通信可能な地域まで移動する等の対応をお願いしているところでございます。また、消防業務における通信業務につきましては、デジタル無線を始め、携帯電話又は衛星携帯電話を活用しているため、ほぼ繋がらない地域はないものと認識してございます。

最後に、119番回線数のご質問であります。回線数の変更はしてございません。今のところ問題等は発生してございません。大規模火災等で119番通報が輻輳した場合、通報内容が同報と確認できた場合は、回線を切断し、回線の確保に努める工夫をしてございます。また、指令台には着信

履歴が残りますので、状況に応じて折り返しの電話をかけて内容を確認するなどの対応を心がけております。
以上でございます。

○ 横山 明美 議長 37番杉野智美議員。

○ 37番 杉野 智美 議員

それでは、消防力の整備について、はじめにお答えをいただきましたので、こちらから伺っていきたくと思います。

2回目の再質問になりますが、消防力の整備について運営計画でも明らかになっているとおりの人員の不足、また、署所の耐震化の整備、消防車両、特に指揮車の充足率、また、これまで議会でも指摘をしまいましたが、老朽化をした車両の整備が必要であるということなんですね。しかし、現状では、構成市町村が消防団との連携や署所間の連携、協力しあって対応ができていると、こういうところを補うことができているというご答弁だったと思います。消防庁の広域化に関する資料がございますが、広域化による財政支援、こういう整備についてはやっぱり大きくお金がかかるんですね。この問題について、市町村も非常に苦労されているところなんですが、国は、この広域化の財政支援のあり方として、広域化後5年、10年と消防力整備に関する交付税として財源化するということが示されているわけですが、この交付税を活用した整備は、この広域消防ではどのように進められてきたのでしょうか、お聞きをいたします。

また、計画的な対応が課題との認識が示されたわけですが、消防組織法第6条、消防の果たすべき責務とは、適切な消防力を整備することではないかというふうに思うわけです。第1条では、消防の任務として住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とするところというふうに示されておりまして、これが十勝圏広域消防が責任を有するものであると、この消防組織法第6条に基づく市町村というのは、十勝圏の広域消防であるという考えが示されたわけです。一方で、構成市町村からの分担金、自賄い方式で費用を分担する現状は、構成市町

村との協議、市町村の計画にどう盛り込んでいくのか、消防力の整備については、広域消防の責務が計画においても市町村の各種計画との整合を図りながら進めるというのは、実際には消防力の整備を進めると言っても、お財布は市町村が持つ以上、広域消防としては、お財布の中身を伺いながら相談していくというのが、今の現状であるということだと思います。消防に関する責任がある立場をどのように取っていくのかということを見ると、やはりこの体制、立場というのは、課題があるのではないかというふうに思うわけです。消防に関する責任ある立場として、消防力の整備の考えを今一度お聞きをしたいと思います。

デジタル更新費の考え方について再質問いたします。更新令和4年度に第1回目の更新が行われたということで5億1,654万7,399円、運用開始10年の令和7年度には2回目の更新が予定されているということでした。更新は、2回に分けて行くと、こういう計画まではできているということでした。多額の更新費用がかかるわけです。このシステムを維持するために、この更新は不可欠であるというふうに思いますし、運用や保守などを専門業者に委託をして運用されている、こうした状態をしっかりとキープしていくということも大事な任務だと思います。分担金として市町村が担っているわけですが、今後の更新の時期や内容についてどのような見通しを持っているのか、これは具体的に計画を持たなければ、市町村の分担金の計画も非常に立てづらいのではないかと思います。この見通しについてお聞きをしたいと思います。

あと、通信障害の対応についても伺いたいと思います。先日の障害については、指令センター側での影響はなかったということでした。しかし、こういう不可避的な外からの様々な要因によって、住民にとっては一刻の猶予もない事態に電話が繋がらないということが起こりうるということだと思います。広域消防のホームページの119番が繋がらない場合の対応についてというのも確認をさせていただきました。1つに近隣の方や付近の方に通報依頼してください。2つ目に最寄りの消防署に直接駆けつけ通報してくださいと、この2つが示されてありました。これは、住民にはなかなか知られていないのではないかなと思うんです。同時に、住民の命に関わる問題で、デジタル化なんですが、この2つの対応というのはアナログの対応ですね。そして災害弱者といわれる高齢者や障害者などは、こ

の2つの対応が本当に機能するのかどうか、ここもよく考えていかなければいけないなと思っております。住民の命に関わる問題であります、この対応は、今後、市町村の防災対策との連携も必要と考えるわけですが、この考えをお聞きをしておきたいと思っております。以上です。

○ 横山 明美 議長 高橋寛充消防局消防救助課長。

○ 高橋 寛充 消防局消防救助課長

消防力の整備についてですが、はじめに有利な財源を活用した整備の進捗状況としましては、消防の広域化にかかる国の財政支援メニューとして、消防署所等の新築または増改築、統合される消防本部を消防署所として有効活用するために必要となる増改築、消防本部の統合による効率化等により機能強化を図る消防用車両等の整備がありますが、当組合では令和2年度に帯広市内の緑ヶ丘・西、両出張所の移転統合により整備した柏林台出張所のみがこの財源を活用しております。

次に、今後の消防力の整備にあたっては、現在の運営状況や費用面から各市町村の判断が必要不可欠となりますし、今後、社会経済情勢の変化等により消防に対する住民ニーズについても刻々と変化していくものと考えております。消防局としましては、それらを的確に捉え、将来にわたって安定的に消防行政サービスを維持していくため、消防施設・設備整備計画の考え方、更新目安を踏まえながら、継続して組合と構成市町村で検討、協議を進めるとともに、市町村の各種計画などとも整合を図りながら、消防力の整備を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○ 横山 明美 議長 杉山知宏消防局情報指令課長。

○ 杉山 知宏 消防局情報指令課長

今後の機器更新の計画の見通しでございますけども、今後の指令システム及びデジタル無線機器の更新計画の考え方につきましては、先ほども申しましたとおり、運用10年目となる令和7年度に指令センターの中核装置である指令

制御装置と回線制御装置等の部分更新に向けて調整を進めていく予定でございます。

令和8年度以降の更新計画についても、指令システム機器のメーカー保守期限や耐用年数により更新を行う必要となりますので、更新時期や更新方法について、現在、国が進めております指令システムの高度化に向けた検討会での標準仕様内容や異メーカーで接続するための共通仕様を考慮しながら、とかち広域消防事務組合の実情に合わせた効果的な運用が可能となる更新方法の検討を進めていきたいと考えてございます。なお、通信障害が発生した場合の災害弱者等への対応についてでございますが、通信障害が発生した場合は119番通報に関しましては、災害弱者を含め、障害が発生している通信会社との契約者が影響を受けることとなります。当組合といたしましては、119番が繋がらない場合は繰り返しになりますけども、近隣の方に通報を依頼するなどの方法で対応していただきたいということとなりますけども、もちろん議員のおっしゃったとおり、市町村との協力もしていくこととなります。なお、現在、国の方では、回線障害時におきましては、他事業者等の回線を利用した通報の実現に向け、検討が進められてございます。また、携帯電話会社においても副回線サービスが開始されておりますので、いざという時のために備えておくことも可能となっております。

以上でございます。

○ 横山 明美 議長 37番杉野智美議員。

○ 37番 杉野 智美 議員

3回目ですが意見として申し上げたいと思います。

まず、その消防力の整備に関してでございますが、やはり整備を進める計画ですね、この中で自賄いとの関係というのもよく協議を進めていただいて、運営計画の中でも自賄いの解消というのは、今後の大きな課題の一つであると記されているわけですので、今8年目、間もなく9年、10年といく訳ですけど、こうした中できちんと計画をもつということ、そうした方向性を示すということが消防組織法第6条に基づく責務として果たしていくことになるのでは

以上です。

○ 横山 明美 議長 近藤慎哉消防局救急企画課長。

○ 近藤 慎哉 消防局救急企画課長

まず、質問の1点目の令和4年救急出動状況についてお答えいたします。令和4年の救急出動状況につきましては、救急出動件数17,084件で、前年比2,578件、約17.8%の増となりました。搬送者数は14,705人で、同じく1,794人、約13.9%の増となりました。令和4年の増加につきましては、社会経済活動の再開により、人の流れがコロナ禍以前の状況になったことに加え、1月から3月の第6波、7月から9月の第7波、11月からの第8波など、いずれも過去を凌ぐほどの感染状況となったことなどが増加の要因と推測してございます。

続きまして、令和4年の救急搬送困難事案についてご説明いたします。令和4年中の組合内における受け入れ照会4回以上、かつ、現場滞在時間30分以上の救急搬送困難事案の件数は213件発生しており、令和3年の100件から113件の増加でございます。このうち、新型コロナウイルス感染症疑い患者の件数は27件発生しており、全数届出の見直しが行われました9月下旬以降は16件発生している状況でございます。また、搬送困難事案で10回以上の受け入れ照会を行った事案は3件発生しており、最多照会件数は14回、次に11回、10回という状況です。次に100分以上現場に滞在した事案は4件あり、106分を最長に、105分が2件、100分が1件でございました。搬送困難事案の発生状況につきましては、年明けからの第6波、夏場における第7波、年末からの第8波で、新型コロナウイルス感染症患者が急増した時期に多く発生していることと、感染症陽性患者からの救急要請による搬送困難事案がほぼないことから、十勝管内における感染者の増加、医療機関でのクラスター発生、医療従事者の感染や濃厚接触等に伴う療養や自宅待機により、診療や受入れの制限などが増加の要因ではないかと推測してございます。

続きまして、感染症患者搬送用装置いわゆるアイソレーターの使用状況についてご説明いたします。救急隊員等の感染防止対策は、国の指針に基づき消防局が定めた救急活

動実施上の感染防止対策基準に基づき、感染防止策を徹底しているほか、関係省庁からの通知や感染症法に関わる業務を所管している保健所と協議の上で対応をしているところでございます。救急隊員は、全出動において感染予防策を講じており、救急対応の後には、必要に応じて資器材、車両等の消毒を行っております。感染症患者搬送用装置であるアイソレーターの導入状況につきましては、令和4年度までに構成町が購入したものを含め、6署で11台を導入しており、感染リスクの軽減、消毒時間の短縮などの効果が期待され、次出動への準備も速やかに行われているところでございます。使用実績といたしましては、令和5年5月末までに779件の使用実績があり、陽性患者に限らず、現場判断により使用されております。広域的な活用につきましても、保有していない消防署管轄内での施設のクラスター発生により、直近の保有してる署から貸し出しが行われているなど、広域化による連携協力体制がとられているものと捉えてございます。

私からは、以上でございます。

○ 横山 明美 議長 17番荒貴賀議員。

○ 17番 荒 貴賀 議員

救急搬送についてお答えをいただいたところであります。前年から比べて2,500件、17%増えたというお話でありました。その中でコロナに関わる救急搬送が200件もあったということでもありました。やはりですね、コロナだけではなくて緊急に搬送が必要な方が増えたということで私は認識したいなと思っております。特にですが、これからも救急車両の重要性、特に限られた台数26台で迅速に対応するためにはですね、いまの26台の整備体制で本当によいのか、今後、十分検討することが私は必要ではないのかと思っております。今現在5類になりました。しかしですね、コロナがなくなったわけでもありませんし、こうした状況、今後も発生するということは想像されます。こうした救急搬送がある中で、消防の役割として救急車両の整備をする必要が今後あると思えます。

2点目です。救急搬送困難事案についてなんですが、200件、いわゆる倍になっています。特に、その危機的状況で

あったことで、現場の皆さん本当にご苦労されたと認識しています。この中でですね、100分、いわゆる1時間40分以上次が見つからないということも起きています。これは今の体制で本当に十分なのか、もう一度議論が必要だと思います。救急搬送困難事案への体制、あと、医療機関との連携が本当に重要になってくると思います。こうしたところを今後も整備を進めていただきたい、そのように感じ、今後の考えをお聞きしたいと思います。

アイソレーターについてお聞きしました。昨年度の決算では、これ以上の導入については考えていません、ということで記載されていましたが、今11台のアイソレーターがあります。貸し借りをしながらうまく利用しているというお話でありましたが、やはり必要なものはしっかり整備していくとか、住民の安全と健康を守るためにも、そして何よりもそこにいる職員の健康も大変重要になってくると思います。特にこの前の問題の整理が必要でありますし、コロナが今回大きな猛威を振るいました。しかしですね2002年からSARSがあつて、その8年後にMERSがあつて、更に8年後に新型コロナというように全国的にやはりこうした感染症が増えてきているんです。定期的に発生する中、今後の展開を考えたときにも、今後、迅速に対応するためにも導入について考えていただきたいと思います。考えについてお聞きいたします。

○ 横山 明美 議長 近藤慎哉消防局救急企画課長。

○ 近藤 慎哉 消防局救急企画課長

回答がちょっと前後するのですが、ご了承いただきたいと思います。

まず、搬送困難の関係でございますが、今後の対策、対応という部分でございます。現在、救急出動件数は増加傾向にあるものの、十勝管内における新型コロナウイルス感染症患者の発生者数の減少、それから5類移行後、救急搬送困難事案の件数も減少してきており、医療提供体制も平常に戻ってきているものと捉えてございます。また、感染症分類が5類に移行後も帯広市医師会、十勝医師会、新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関、それ

から帯広保健所、帯広市などの関係機関と新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う十勝圏域医療提供体制検討会議に参加し、感染症患者の受け入れ体制等について情報共有、連携を行っているところでございます。今後におきましても、迅速に傷病者を医療機関に搬送ができるよう、引き続き関係機関と情報共有を図り、円滑な救急業務に取り組んでいく所存でございます。

続きまして、アイソレーターの全車配備の今後の計画というところでございますが、アイソレーターの導入の考えにつきましては、感染症法に関わる業務については保健所が所管していることのほか、現在のところ救急業務実施基準別表に掲げる資器材ではないことから、今後におきましても資器材の整備については、地域の実情に応じ各消防署が判断していくものと考えてございます。

最後に、救急出動状況の増加にかかる救急車両26台の運用につきましては、国の整備指針に基づいて各市町村消防署に必要な救急車が配備されている状況でございます。台数が26台で良いのかというところにつきましては、広域化前の運営計画におきまして、26台で広域化後も運用していくと確認しているところでございます。救急車の適正利用の状況でございますけれども、近年の社会情勢の変化や少子高齢化の進展に伴いまして、全国的に救急出動件数は増加傾向になっており、令和4年は全国で700万件を超える過去最高記録したのを始め、当組合においても先ほどお話したとおり、17,085件の出動実績があります。広域消防運用開始以降最高となっております。一方で救急搬送者の傷病程度では軽症者が半数近くを占め、緊急を要さない救急要請出動が存在しており、こうした不適切な救出要請の対応により、緊急を要し救急車が必要な方への対応が遅れ、救える命が救えなくなる恐れが発生しております。また、十勝管内は中核医療機関が帯広市近郊に集中していることと、他圏域と比較して転院搬送の割合が高いのが特徴でございます。更に高度な医療を受けたのちに地元の医療機関に戻るための転院となる事案が多いのも地域特性としてございます。適正利用の啓発につきましては、当組合のホームページ上で救急車の利用について患者等搬送事業について掲載し、適切な利用を呼びかけているとともに、救急要請を迷うようなことがあった場合として、消防庁が提供する救急受診アプリQ助、帯広市急病テレホンセンター、北海道救急医療情報案内センター、日本小児科学会子どもの

救急、北海道小児救急電話相談のテレホンサービスなどの活用を呼びかけてございます。今後におきましても、救急車の適正利用に向けた取り組みを推進していくところでございます。

私からは以上でございます。

-
- 横山 明美 議長 ほかに。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 横山 明美 議長 ほかになければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 横山 明美 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、採決を行います。
お諮りいたします。
議案第18号については、これを認定することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 横山 明美 議長 ご異議なしと認めますので、議案第18号は、認定することに決定いたしました。

-
- 横山 明美 議長 以上で、本日の日程は全部終わりました。
これをもちまして、令和5年第3回とかち広域消防事務組合議会定例会を閉会いたします。

————— 午後2時36分閉会 —————

本会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横山明美

議 員 中村純也

議 員 柏崎秀行